

あなたが裁判員になったら。

裁判員体験

誌上模擬裁判の審理で実際に考えてみる。

最高裁判所が制作した映画「審理」は、裁判員裁判での様子が実際に近い形で描かれています。ここで、その内容をもとに誌上模擬裁判を進めてみたいと思います。みなさんも裁判員になったつもりで、審理の具体的なイメージを浮かべてみてください。



↑映画「審理」は福岡地裁田川支部（田川市）でDVD無料貸出を行っています。裁判員制度ウェブサイトでも動画配信中。

今回の誌上模擬裁判のシナリオは、映画「審理」の内容を広報ふくち風にアレンジしたものです。カット写真はイメージで、筑豊広報担当者研修で行った模擬裁判などの様子を掲載しています。

●**平穏な日常…そして刺殺事件の発生**
あなたは裁判員候補者名簿に載ったことに戸惑いを感じつつも、平穏な生活を送っていました。そんなある日、博多駅の構内で刺殺事件が発生。この事件の裁判当日、裁判員候補者として福岡地方裁判所へ行ったあなたは、そこで裁判員に選ばれ、法廷の審理に臨みます。目の前で展開される審理の中で明らかになっていく事実とは…。

●**冒頭陳述**
そして具体的な事件の事実関係を、検察官と弁護人それぞれが主張します。検察官は「電車内で被告人からマナーを注意されたことに腹を立てた被害者が、博多駅で下車した被告人を追いかけ、一方的に殴る蹴るの暴行を加えた。被害者が立ち去ろうとしたところ、被告人が暴行への仕返しに刺した。暴行は終わっていたのだから、危険が差し迫った状況にはなく、正当防衛は成立しない」と主張しました。これに対して弁護人は「被害者は立ち去ろうとしておらず、暴行は継続していた。被告人は自分や妻の身を守るため、やむを得ず被害者を刺した」と主張しました。

●**起訴状朗読**
まず検察官が起訴状を朗読し、被告人が犯した犯罪を主張します。検察官は起訴状で被告人がどういう犯罪を犯したのかについて明らかにします。ここでは検察官が「被告人が殺意を持って被害者をナイフで刺して死亡させた」として「殺人罪」が成立すると主張しました。

●**目撃証人の証言**
目撃証人への検察官の主尋問の後、弁護人の反対尋問が行われます。目撃者は検察官の尋問に「刺される直前、被害者は被告人に背を向けて立ち去ろうとしているように見えた」と証言しました。弁護人は「立ち去ろうとしていたという事実はなかったのではないか」と質

●**罪状認否**
この起訴状に書かれた事実は、あくまで検察官としての主張・意見であって、まだ真実だと決まっているわけではありません。その主張が正しいかどうか、裁判員は裁判官とともに、法廷で証拠を調べて見極めていくことになります。

●**1日目の審理が終了**
その日の審理が終わると、裁判員と裁判官は評議室に移動します。評議室では、その日のおさらいや翌日以降の予定が確認されます。裁判官は裁判員の質問に対して、分かりやすく丁寧に説明していきます…。

●**ポイント**
正当防衛が成立すると、人が死亡しても被告人は無罪となります（刑法36条1項）。ただし、正当防衛が成立するには、急迫不正の侵害（今にもやられそうなる状況）があり、これを防ぐために必要最小限度の防衛であることが必要です（防衛行為の相当性）。今回はこの要件を巡って法廷での攻防が展開されていきます。

●**ポイント**
この冒頭陳述で「刺される直前に被害者が立ち去ろうとしていたか」暴行は終わっていたか（被告人たちの身に危険がなくなっていたか）が、裁判の争点になることが明らかになりました。※裁判長から「公判前整理手続」で整理された争点等が裁判員に告知されます。



駅での刺殺事件、はたして**正当防衛なのか?!**
審理は2日目、3日目へと続く…

被害者 被告人

【凶器のナイフ】

豆知識

- ▼【公判】 こうはん
刑事裁判で公開の法廷において裁判官が、検察官・被告人・弁護人などの立ち会いのうえ、被告人の有罪か無罪かを審理する手続きです。
- ▼【評議】 ひょうぎ
事件の審理に立ち会い、結論を出すために行う話し合いのことです。
- ▼【起訴】 きそ
検察官が裁判所に公訴を起すこと。
- ▼【公訴】 こうそ
刑事事件で検察官が裁判所に起訴状を提出して裁判を求めることです。
- ▼【黙秘権】 もくひけん
被告人には、話したくないことは話さなくてもよいという権利（黙秘権）があります。法廷では裁判長がこのことを被告人に告知した後、被告人側の言い分が述べられます。
- ▼【罪状認否】 ざいじょうにんび
刑事裁判で被告人に対して、起訴状に記載されている公訴事実について、認めるか認めないかを発言させること。
- ▼【冒頭陳述】 ぼうとうちんじゆん
証人調べの始めに検察官が立証（証拠による証明）しようとする事実を明らかにする陳述。その後、被告人側も同様のことを行います。
- ▼【控訴】 こうそ
第1審判決に不服のある場合、上級裁判所に再審査を求めること。民事訴訟では判決の送達の日から、刑事訴訟では判決告知の日から、それぞれ14日以内が控訴期間。また、不服申し立てに理由がないとして、原判決が維持されることを「控訴棄却」といいます。
- ▼【上告】 じやうこく
第2審に対する不服申し立てのこと。控訴と上告は「上訴」ともいいます。



↑筑豊広報担当者研修で模擬裁判をした福岡地方裁判所301号法廷。裁判員裁判の法廷には大型のディスプレイやモニター等の機器が整備され、裁判員がその場ですぐに理解できるよう工夫されています。刑事裁判は検察官が起訴状を裁判所に提出し、公訴を提起することで始まります。